

しがの健康づくりサポーター登録要領

(目的)

第1条

健康なまちづくりを推進するためには、行政機関だけでなく、あらゆる分野の企業、民間団体、ボランティア等の参加協力を得、社会全体として個人の健康を支える環境づくりが必要である。

このため、県内の各地域で、健康に関する活動に取り組んでいる企業や団体、店舗等を、行政と連携して県民の健康づくりを支援することを目的として「しがの健康づくりサポーター」（以下「サポーター」という。）として登録するものとする。

(対象)

第2条

サポーターは、県民を対象に健康づくりの各分野で主体的な取組を行う企業、団体、店舗等（以下企業・団体等という）を対象とする。

(活動)

第3条

サポーターは、健康いきいき 21－健康しが推進プランの趣旨に基づき、健康づくりに関する分野において、行政、関係機関、各種団体等と連携・協力のもと、県民の健康づくりに資する活動を行うものとする。

2 サポーターの名称およびステッカーは、前項の活動を行う場合に限り使用するものとし、サポーターが取り扱う商品やサービスに直接使用することはできないものとする。

(登録)

第4条

サポーターに登録を希望する企業・団体等は「しがの健康づくりサポーター登録申請書」（様式1）を管轄の健康福祉事務所（大津市は大津市保健所）に提出し、活動内容の確認を受けるものとする。

2 健康福祉事務所（大津市は大津市保健所）は、前項の申請書に記載のある活動内容が、別表に定める登録基準を満たしている場合には、サポーターとして登録を認定し、「しがの健康づくりサポーター認定証」（様式2）と、「しがの健康づくりサポーターステッカー」（様式3）を交付するものとする。

(変更・廃止)

第5条

サポーターは、登録内容の変更または廃止を希望する場合には、変更・廃止届（様式4）を管轄の健康福祉事務所（大津市は大津市保健所）に提出するものとする。

(登録の抹消)

第6条

健康福祉事務所（大津市は大津市保健所）は、サポーターとしてふさわしくないと認められる以下の行為があった場合は、その登録を抹消することができる。

- (1) 県民の健康を害するおそれのある活動
- (2) 県民の信頼を損なう行為
- (3) 法令に違反する行為
- (4) その他、サポーターとしてふさわしくない行為

(事務局)

第7条

サポーターの事務局は、滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課に置き、登録にかかる手続や広報等は各健康福祉事務所（大津市は大津市保健所）が行うものとする。

(要領の改定)

第8条

本要領は、事務局が必要に応じて改定することができるものとする。

(附則)

この要領は、平成29年 4月 1日より施行する。